

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【泉ヶ丘地区版】

(案)

令和7（2025）年10月時点

堺市

堺市バリアフリー基本構想（改定版）

【泉ヶ丘地区版】

目次

I. 整備対象地区の設定	1
1. バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定	1
2. 生活関連施設及び生活関連経路の選定	1
3. 重点整備地区の設定	4
4. 重点整備地区における要件整理	5
II. 地区の特性、バリアフリー化の主な課題	6
1. 地区の特性	6
2. 地区の課題	6
III. 整備項目、整備目標時期及び整備主体	7
(参考) まちあるき点検調査の概要	13

I .整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していること等を踏まえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区（17 駅 14 地区）のうち、本市南部の都市的諸機能の集積が進んでいる都市拠点であり、「泉北ニュータウン」の重要かつ中心的な拠点である「泉北高速泉ヶ丘駅周辺地区」を『泉ヶ丘地区』として改め、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「泉ヶ丘地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である南海泉北線泉ヶ丘駅のほか、生活関連施設の用途に該当する教育・文化施設や保健・医療・福祉施設、商業施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね 2,000 m²以上である建築物、駐車の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 m²以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

なお、次頁の表では、平成 14（2002）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【泉ヶ丘地区における生活関連施設】

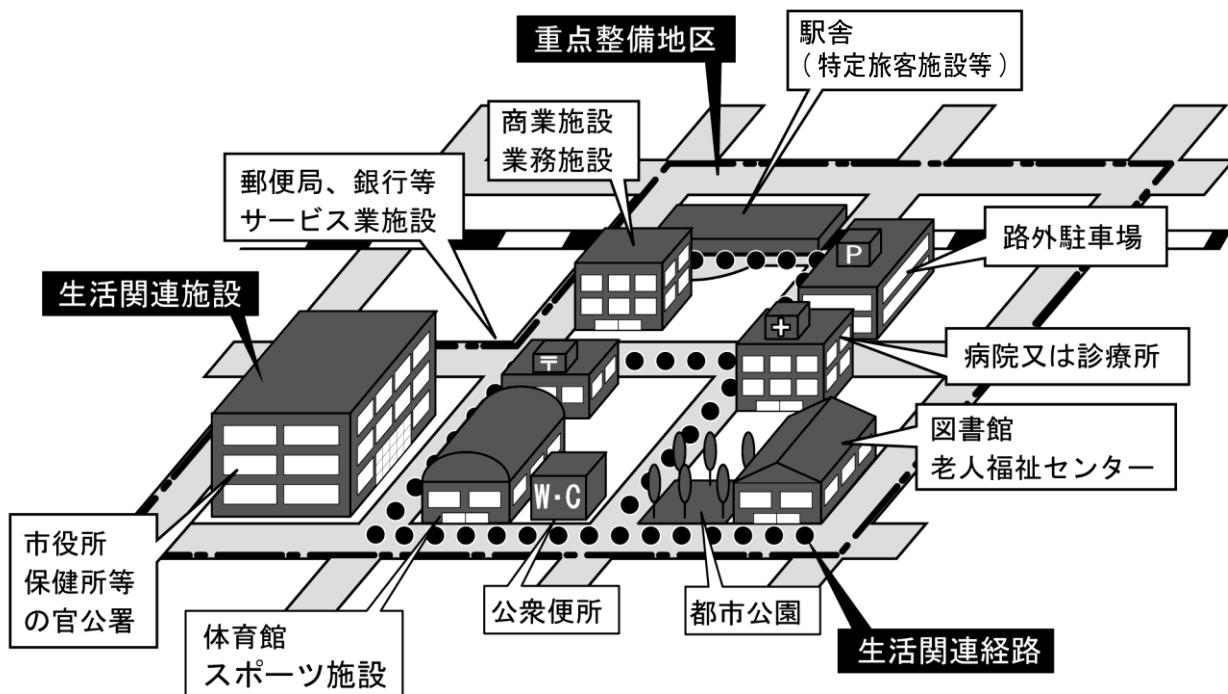
分類	施設名	新規／継続区分
鉄道駅	泉ヶ丘駅	継続
教育・文化施設	竹城台東小学校	継続
	竹城台小学校	継続
	茶山台小学校	新規
	宮山台中学校	継続
	泉ヶ丘市民センター	継続
	堺市立ビッグバン	継続
保健・医療・福祉施設	近畿大学医学部・大学病院	新規
	国際障害者交流センタービッグ・アイ	継続
公園・運動施設	泉ヶ丘公園	新規
	大蓮公園	継続
商業施設	ジョイパーク泉ヶ丘	継続
	泉ヶ丘ひろば専門店街	新規
	ショッピングタウン泉ヶ丘 3 番街	継続
	パンジョ	継続
その他の施設 (路外駐車場)	泉ヶ丘第 3 駐車場	継続
	泉ヶ丘第 4 駐車場	継続
	泉ヶ丘第 5 駐車場	継続
	泉ヶ丘 24 時間駐車場	新規

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「泉ヶ丘地区」では、平成 14（2002）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路（緑道等）において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

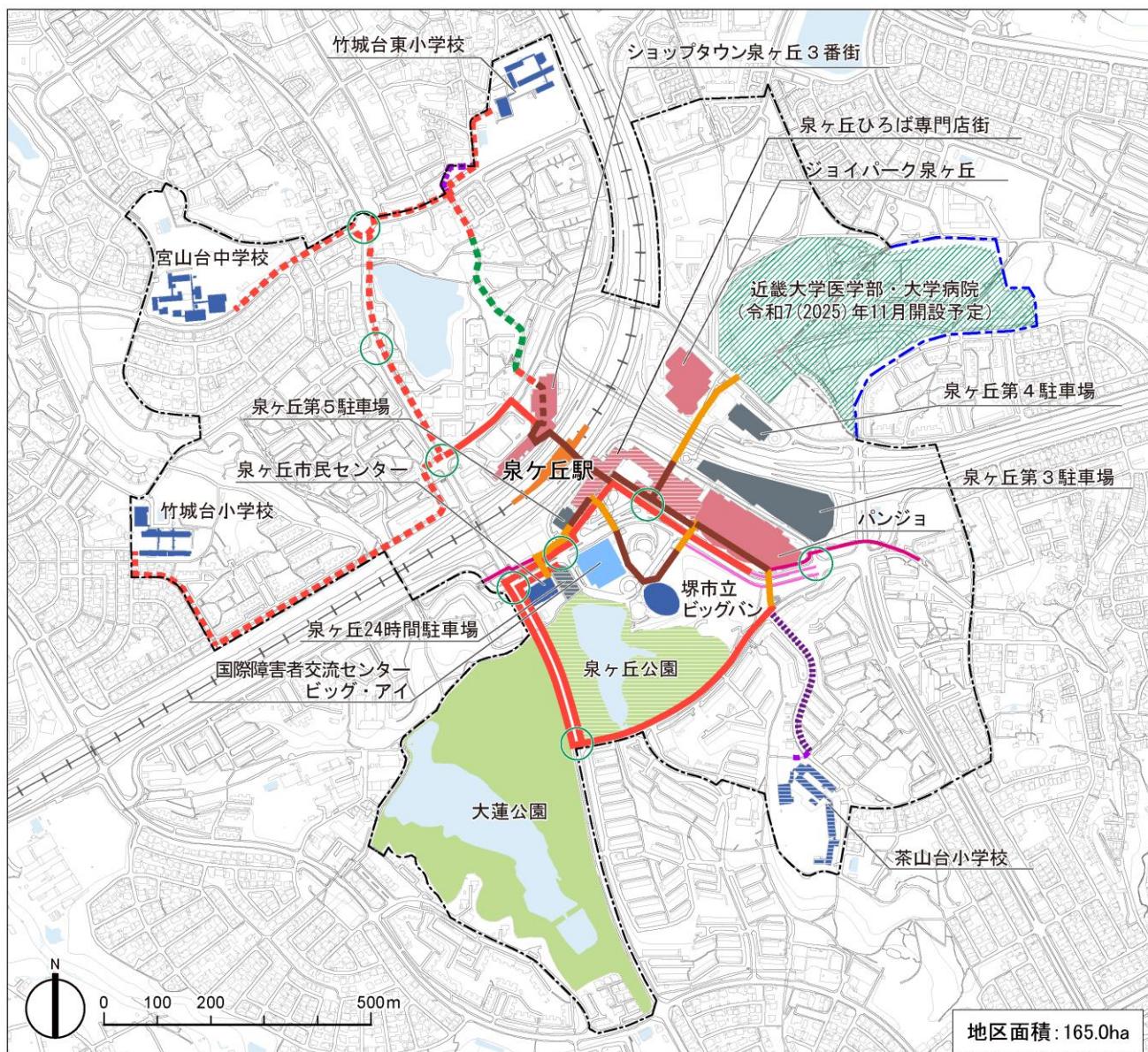


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「泉ヶ丘地区」における重点整備地区は、平成 14（2002）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を見直します。 「泉ヶ丘地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は次のとおりです。

【泉ヶ丘重点整備地区】



凡例

- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 生活関連経路(歩行者用デッキ)
- 生活関連経路(施設内通路)
- 準生活関連経路
- 準生活関連経路(施設内通路)
- 準生活関連経路(緑道、その他)

新規

- 重点整備地区
 - 準生活関連経路
 - 準生活関連経路(施設内通路)
- 交通バリアフリー基本構想
- 特定経路
 - 特定経路(歩行者用デッキ)

信号・交差点、交通規制

- 信号・交差点、交通規制の整備箇所

生活関連施設

- 鉄道駅
- 公的施設
- 教育・文化施設
- 保健・医療・福祉施設
- 公園・運動施設
- 商業施設
- その他施設(路外駐車場)

生活関連施設 繼続/新規区分

- 新規追加施設
- 繼続施設

※国土地理院「基盤地図情報」を加工して作成

4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

【泉ヶ丘地区】

要件	地区の状況
配置要件	<ul style="list-style-type: none">▶ 泉ヶ丘駅周辺にはパンジョ等複数の商業施設、近畿大学医学部・大学病院や国際障害者交流センタービッグ・アイ等の保健・医療・福祉施設が立地しているため、徒歩による移動が見込まれます。▶ 同地区では、「IZUMIGAOKA Next Design」が策定され、将来にわたって住民が生活しやすく暮らし続けることができる地域とするため、50 年に一度の大規模な土地利用転換の機会を生かし、各施設間の連携強化やパブリックスペースの魅力向上等に取り組み、ウォーカブルなネットワークを構築する等、回遊性の高い駅前地域をめざしています。
課題対策要件	<ul style="list-style-type: none">▶ 交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいる一方で、生活関連施設や道路等では、設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が全体的に見受けられます。▶ また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するためには、既存設備の改善に加え、ソフト面での取組を一層推進することが求められます。▶ 都市拠点としての更なる発展をめざし、近畿大学医学部・大学病院の開設や、駅前施設の機能更新及びビッグバンや泉ヶ丘公園の一体的な活用に向けた取組等が進められています。
効果要件	<ul style="list-style-type: none">▶ 駅周辺を中心に多様な都市機能が集積する泉北ニュータウンの中心的な拠点であり、地区のバリアフリー整備を一体的に進めることで、都市機能の向上が期待されます。

※ ウォーカブルとは

「歩きやすい」という意味の英語。

「歩きたくなる」「出かけたくなる」「歩いて楽しい」といった都市の様子をさし、これまでの車中心から人中心の都市への転換の観点から用いられます。

II.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

1.地区の特性

本地区は、南海泉北線泉ヶ丘駅の周辺エリアで、泉北ニュータウンの重要な拠点として、駅周辺を中心に多様な都市機能が集積しています。

南海泉北線泉ヶ丘駅は泉北高速鉄道泉ヶ丘駅として昭和 46（1971）年に開業し、泉北ニュータウンの中心的な拠点として発展しました。

生活関連施設は駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、障害者の自立と社会参加の促進を目的として設置された国際障害者交流センタービッグ・アイや堺市立ビッグバン等の保健・医療・福祉施設、教育・文化施設等があります。また、近畿大学医学部・大学病院が令和 7（2025）年 11 月に開設されました。

本地区では平成 14（2002）年度に「堺市交通バリアフリー基本構想」の「泉北高速泉ヶ丘駅周辺地区」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。

2.地区の課題

本地区は、交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、歩行者用デッキや施設内通路も含む生活関連経路は、今後も整備及び改善が望まれます。

生活関連施設は、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーは、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内でこれらを一体的に推進するためには、既存設備の改善に加え、より一層のソフト事業の推進が求められます。

本地区では、豊かな緑空間と多様な都市機能が調和した都市拠点として更なる発展をめざし、駅前商業施設の更新に伴う動線整備及びビッグバンや泉ヶ丘公園の一体的活用事業の取組を進めています。

III.整備項目、整備目標時期及び整備主体

重点整備地区における整備目標期間は 5 年間を基本とします。その上で、本基本構想に基づき、必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を策定しバリアフリー化を進めます。

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本頁以降に示します。

また、目標時期は、おおむね 5 年（令和 12（2030）年）以内の事業完了を目標として取り組む事業を「短期」、令和 12（2030）年以後の事業完了を目標として取り組む事業を「中長期」、整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業を「継続」として分類します。「必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催」等のソフト事業は、整備目標期間後も継続的に取り組みます。

なお、各整備項目の進捗状況を定期的に確認し、進捗管理も含め継続的な取組を進めます。

＜整備目標時期の区分＞

短期	おおむね 5 年（令和 12（2030）年）以内に事業完了
中長期	令和 12（2030）年以後に事業完了
継続	整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線泉ヶ丘駅（1／2）

南海泉北線泉ヶ丘駅は、バリアフリー基準に則った整備が実施されていますが、利用者等の意見を踏まえ、更なるバリアフリー化を推進することを念頭に置き、整備項目を設定します。

整備項目	目標時期	整備主体				
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他	
誘導案内情報施設の整備						
案内サイン等の改善						
統一されたフォント、ピクトグラム、カラーによる案内サイン等の改善	継続	●				
表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	●				
誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	●				

＜凡例＞

整備主体

- : 主な整備主体
- (●) : 連携が必要となる主な事業者

その他事業者

- (施) : 施設管理者
- (公) : 公益事業者
- (市) : 堺市

■南海泉北線泉ヶ丘駅（2／2）

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
設備・施設の改良					
路線図や運賃表の改善	継続	●			
舗装面の改善	継続	●			
駅の改良事業					
可動式ホーム柵の設置	令和9 (2027) 年度	●			
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催					
安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	●			
職員に向けた定期的な研修の実施	継続	●			
係員のサービス介助士資格の取得	継続	●			
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	●			
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	●			
コミュニケーションボードや筆談器の運用と筆談対応可能表記の掲示	継続	●			
施設利用者に向けた施設の適正利用やマナーアップ等に関する広報啓発	継続	●			
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	●			

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

< 凡 例 >

整備主体

- : 主な整備主体
- (●) : 連携が必要となる主な事業者

その他事業者

- (施) : 施設管理者
- (公) : 公益事業者
- (市) : 堺市

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設は、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることができます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備やソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続				● (施)
施設全体の案内サイン等の改善	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示	継続				● (施)
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続				● (施)
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続				● (施)
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続				● (施)
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続				● (施)
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続				● (施)

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

< 凡 例 >

整備主体

- : 主な整備主体
- (●) : 連携が必要となる主な事業者

その他事業者

- (施) : 施設管理者
- (公) : 公益事業者
- (市) : 堺市

(3) 道路等

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
生活関連経路の改良					
誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続		●		(●) (施)
段差や横断勾配、舗装等の改善	継続		●		(●) (施)
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続		●		(●) (公)
準生活関連経路における対策の検討	継続		●		● (施)

※ 今回新たに準生活関連経路に指定した道路（4 頁の図中で紫色の点線）

- (1) 市道竹城台 140 号線
- (2) 茶山台小学校北側歩道（施設内通路）
- (3) 市道茶山台 101 号線

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
既設信号の改良					
主要信号交差点における音響・音声信号化又は改良検討	中長期			●	
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続		(●)	●	

※整備箇所は 4 頁の図中で緑色の丸囲み地点

< 凡例 >

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体

(施) : 施設管理者

(●) : 連携が必要となる主な事業者

(公) : 公益事業者

(市) : 堺市

(5) 駅前広場

■南海泉北線泉ヶ丘駅 北側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	●			● (市)

■南海泉北線泉ヶ丘駅 南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	●			● (市)

< 凡例 >

整備主体

- : 主な整備主体
- (●) : 連携が必要となる主な事業者

その他事業者

- (施) : 施設管理者
- (公) : 公益事業者
- (市) : 堺市

(6) 公園

生活関連施設として位置付ける公園は、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等のバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることができます。

泉ヶ丘公園では、「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」等の計画を踏まえ、バリアフリー化に向けた取組が進められています。堺市移動等円滑化促進方針にて定める当事者参画の機会（堺市バリアフリー化推進協議）を確保し、バリアフリー化を推進します。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路管理者	公安委員会	その他
既設園路の段差や舗装面等の改善（大蓮公園）	継続				● (施)
スロープへの手すりの設置（大蓮公園）	継続				● (施)
誘導案内情報設備の整備					
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※ (大蓮公園)	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示・情報提供（大蓮公園）	継続				● (施)
設備・施設の改良					
バリアフリートイレへのオストメイト対応設備の設置検討（大蓮公園）	中長期				● (施)

※ 「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

< 凡 例 >

整備主体

その他事業者

- | | |
|---------------------|-------------|
| ● : 主な整備主体 | (施) : 施設管理者 |
| (●) : 連携が必要となる主な事業者 | (公) : 公益事業者 |
| | (市) : 堺市 |

(参考) まちあるき点検調査の概要

実施日時	令和7年3月12日(水) 13:00~16:00 ・まちあるき点検調査 ・意見交換会																														
対象施設	泉北高速鉄道深井駅、泉北高速鉄道泉ヶ丘駅※ 水賀池公園西側の市道、アクロスプラザ堺中央周辺市道、 近畿大学医学部・大学病院周辺の歩行者用デッキ（追加生活関連経路等） ※まちあるき点検調査日は南海電気鉄道との合併前です。																														
参加者	<table> <tbody> <tr><td>学識経験者</td><td>1名</td></tr> <tr><td>身体障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>視覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>聴覚障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>知的障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>精神・発達障害者団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>堺市老人クラブ連合会代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>女性団体代表者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>子育てNW代表者ほか</td><td>3名</td></tr> <tr><td>公共交通事業者</td><td>7名</td></tr> <tr><td>介助者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>手話通訳者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>要約筆記者</td><td>2名</td></tr> <tr><td>市関係者</td><td>31名</td></tr> <tr><td>計</td><td>62名</td></tr> </tbody> </table>	学識経験者	1名	身体障害者団体代表者	2名	視覚障害者団体代表者	2名	聴覚障害者団体代表者	2名	知的障害者団体代表者	2名	精神・発達障害者団体代表者	2名	堺市老人クラブ連合会代表者	2名	女性団体代表者	2名	子育てNW代表者ほか	3名	公共交通事業者	7名	介助者	2名	手話通訳者	2名	要約筆記者	2名	市関係者	31名	計	62名
学識経験者	1名																														
身体障害者団体代表者	2名																														
視覚障害者団体代表者	2名																														
聴覚障害者団体代表者	2名																														
知的障害者団体代表者	2名																														
精神・発達障害者団体代表者	2名																														
堺市老人クラブ連合会代表者	2名																														
女性団体代表者	2名																														
子育てNW代表者ほか	3名																														
公共交通事業者	7名																														
介助者	2名																														
手話通訳者	2名																														
要約筆記者	2名																														
市関係者	31名																														
計	62名																														
写真	   																														

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【泉ヶ丘地区版】（案）
令和（　　）年　月
堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所本館7階
電話番号：072-228-0375 ファックス：072-228-7853
ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/>
堺市配架資料番号